総則・特別の教育課程

総則のポイント

多様な子供を包み込む柔軟な教育課程へ、総則の組み立てと共通ルールを見直す

ポイント

授業時数の項目を独立させ、調整授業時数制度の使い方を書く

総則は全体を読みやすくスリムにし、長すぎる文や重なった記述を整理して、小見出しを付ける方針です。そのうえで、現行は「教育課程の編成における共通的事項」の中にある授業時数の扱いを、次期は「授業時数に関する共通的事項」として独立させ、ここに調整授業時数制度などの運用の具体を含め、授業時数全体を書く必要があるとされました。この制度は、多様な子供たちを包み込む柔軟な教育課程を作るための主な手立てと位置付けられています。 P94

「個に応じた学習過程の充実」の項目を新しく立てる

現行は、学習の自己調整（自分で学び方を見直して整えること）に関する記述が「教育課程の実施と学習評価」の中に散らばり、「児童の発達の支援」の個に応じた指導とも分かれていて、まとめて理解しにくいとされました。次期は、子供が自分から考えや行動を起こし、他の人との関わりや自分を振り返る力で修正していく学びの流れを大切にし、それを支える共通の記載を一つの項目にまとめる（項目立てが必要とされた）方向です。 P94

特別な配慮が必要な子への指導を「教育課程の編成」の中へ移す

現行は「特別な配慮を必要とする児童への指導」が教育課程の編成・実施とは別の項目にあり、「一部の子供への特別サポート」と受け止められやすいとされました。次期は、学校共通の教育課程（1階部分）と、配慮が必要な子のための特別の教育課程（2階部分）を合わせて、多様な子供を包み込む教育課程と考えるため、内容を「第2（教育課程の編成）」に移して項目を設ける方向です。 P94

合理的配慮の考え方と、学級全体での学びやすさの工夫を示す

合理的配慮（障害のある子が学べるよう個別に行う調整）は「過重な負担」のない範囲で行うことを前提に、学校と本人・保護者が話し合って合意できるよう、考える観点や「過重な負担」の基本的な考え方を分かりやすく示すとしています。また、あらかじめ全員向けの環境（基礎的環境整備）を整えて、個別の配慮が必ずしも要らない工夫も国が示すとしています。全ての子について、教師の過度な負担に気を付けつつ、学級全体の指導方法や環境の工夫で学びやすさを確保する実践を広げることが適当とされました。 P96

学級経営と生徒指導：学びの面も含めた目指す姿を示す

学級経営は、信頼関係や人間関係づくりの先に目指す姿を分かりやすく示すべきとされました。全ての子が安心して過ごせるという生活の面に

キャリア教育：各教科の役割を明確に、「キャリア・パスポート」は形を自由に

総則のキャリア教育の記載は現行を基本的に引き継ぎますが、各教科等が果たす役割をより分かりやすく示す方向です。

加え、教育課程が柔軟になる中で多様な子の主体的な学習を支えるという学びの面も大切にする方向です。学級担任だけでなく、チーム学年経営のように組織で関わることも効果的とされています。生徒指導は、改訂された生徒指導提要の「発達支持的生徒指導」（全ての子の成長を日ごろから支える指導）の考え方を踏まえて示す方向です。 P95

特別活動が「要」となり、各教科等は社会や職業とのつながりを意識した学びで実践の場になるという整理です。「キャリア・パスポート」は、特定のやり方に限らず学校の工夫を生かす形にし、例示資料を廃止する見直しの方向が示されました。記録の蓄積や引継ぎはクラウドなどで個人管理を基本とし、学校間の引継ぎは求めないこととする方向です。 P95

意見が分かれる事柄の扱い方を全教科共通のルールに

社会的なできごとを扱うときは、子供の考えが深まるよう様々な見解を示し、意見が分かれる事柄やまだ確定していない事柄は、適切な教材にもとづいて指導するよう求めています。特定のことを強調し過ぎたり、一面的な見方を配慮なく取り上げたりして、子供が多面的に考え、公正に判断するのを妨げないよう留意するとしています。現行は社会科の内容の取扱いや通知（平成27年）に同じ趣旨がありますが、次期はどの教科等でも大切な視点と

外国人児童生徒等：日本語の補充だけでなく資質・能力を育てる

日本語指導が必要な子が急増していることから、有識者会議が令和8年6月に報告書をまとめました。課題として、語彙や文法などの「できないこと」に指導が偏りがちなことや、担任や教科担当でもできる日本語指導の方法が十分示されていないことなどが挙げられています。総則には、単に日本語能力を補うのではなく、教育課程全体を通して学習や協働に必要な資質・能力を育てるという基本的な考え方を書く必要があるとされました。AIやオンラインの

して、総則に共通事項として
示すべきとされました。 P101

活用を含む指導のガイドラインは
令和8年度中に作る予定です。 P97

不登校・特異な才能のある子のための「特別の教育課程」を書き加える

現行の総則には、不登校の子について一般的な支援と「学びの多様化学校」での配慮しか書かれていません。次期は、校内外の教育支援センターなどを利用する不登校の子のための特別の教育課程を作る場合の基本的な事項を新しく書き加える方向です。その際、教師の指導だけを前提とせず、子供自身が目標を決め、振り返り、フィードバックを受けて「学びのサイクル」を実感できる視点を大切にするとしています。特定分野に特異な才能のある子についても特別の教育課程の基本事項を追記し、まず通常の教育課程での工夫で対応し、そのうえで特別の教育課程を検討するという段階的な支援の考え方を示すとしています。 P97 P98

学校段階間の接続と、大学・企業・NPOとの協働

幼児教育と小学校だけでなく、学校段階の間で連携し学びの連続性を保つことは極めて重要とされ、小中一貫教育の知見も踏まえて記載を続ける方向です。スタートカリキュラムを含む「架け橋期のカリキュラム」の書き方は、学校の負担にも配慮しながら見直す方向です。現行の総則は「家庭や地域の人々の協力」を得て体制を整えると書いていますが、次期は探究学習や特別の教育課程（2階部分）の充実のため、大学・研究機関・企業・NPOなどとの協働も位置付けるべきとされました。 P99

道徳教育推進：現行の記載を維持、高校は総合的な探究の時間を追加

現行の総則では、道徳教育の全体計画や、道徳教育推進教師を中心に全教師が協力して道徳教育を進めることなどが書かれています。次期は「考え、議論する道徳」の「実装」の段階へ進むとし、総則の記載は現行を維持するのが基本です。
高校では、現行は「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」を公民科（公共、倫理）と特別活動としていますが、次期は総合的な探究の時間も加える方向です。これは、そのために別に時間を取る必要があるという意味ではないと注意書きがあります。 P100

部活動と地域クラブ活動の両方を書く／高校の専門教科の扱いも見直し

当面は学校が行う「部活動」と、学校以外の団体などが行う「地域クラブ活動」が並んで存在する前提で、総則に両方を書くとしています（高校などは「部活動」のみ）。部活動は基本的な位置付けを保ちつつ、体罰・暴言・事故の防止や学校の働き方改革に関する記載を充実し、
地域クラブ活動は新たに位置付けや学校との連携を書く方向です。また高校では、専門教科の科目で「情報Ⅰ」を安易に代わりにしないよう示し方を見直し、「ホームプロジェクト」に授業時数の10分の2以内を充てられるという規定は削除するとしています。 P100 P101

先生向けワーク・授業アイデア

全学年（全教科の先生向け）
校内研修60分

評価課題から逆算する単元構想ワーク

目標→評価課題→学習過程→途中の見取りの順で、1単元を短時間で構想します

手順を見る →

全学年（全教科の先生向け）
校内研修60分

「学びに向かう力」を見取る目合わせ研修

授業の記録から、初発の思考・学びの調整・対話と協働の表れを見取る練習をします

手順を見る →

小・中学校の全教職員向け（高校は単位制の柔軟化に置き換え可）
校内研修60分

カリマネ3ステップで「時間」を設計する

自校の課題から出発し、調整授業時数を使う案と、やめる取組を考えます

手順を見る →

今からできる準備

- [] 今すぐ 週当たりのコマ数と予備時数を点検します。標準を大きく上回る時数の見直しや、40週を前提にした週28コマへの平準化は、改訂を待たずに国が促している方向です。 P39 P56 P57

- [] 今すぐ 次期制度を想定した試案として、校内研修で単元の目標と評価規準の重複を減らす構想を試してみます。審議まとめは、各学校で「内容のまとまりごとの評価規準」

を作る作業を不要とし、単元の目標をそのまま評価規準として用いることを前提とする方向を示していますが、告示前の提案です。実際の観点別評価・成績処理は、現行の3観点と現行の評価参考資料に従います。 P69

- [] 今すぐ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価のためだけに集めている材料（ノートの提出回数の記録など）を見直し、思考・判断・表現の過程で子供の姿を見取る練習を始めます。 P63 P64 P66

- [] 今すぐ 評定への総括を学年末だけに行うことも可能と明確にする方向をふまえ、学期中は形成的評価（途中での見取りとフィードバック）を中心にできないか、学年・教科で話し合います。 P70

- [] 告示まで 単元構想を「目標→評価課題→学習過程→途中の見取り」の順に考える校内研修を行い、ペーパーテスト以外の評価課題（論述・レポート・発表・作品制作など）を各教科で1つずつ用意します。 P63 P70 P71

- [] 告示まで カリキュラム・マネジメントを3ステップ（ねらいの明確化→編成・実施・調整と環境整備→評価・改善）で棚卸しし、単元配列表づくりなどが目的化していないか、形骸化した取組がないかを洗い出します。 P83 P84 P85

- [] 告示まで 意見が分かれる事柄やまだ確定していない事柄を扱うときは、様々な見解を示し、適切な教材にもとづいて指導するという視点を、全教科共通の約束として校内で確認します。 P101

- [] 先行実施まで 調整授業時数制度を令和10年度からの先行実施期間に使う場合に備え、どの教科等から何コマ生み出し、上乗せ・新教科・裁量的な時間（学習枠、研究・研修等枠）に何を充てるかを試算します。標準授業時数が35コマ以下の教科等は減らせない方向です。 P32 P33 P34 P37 P38

- [] 先行実施まで 授業の1単位時間は学校で適切に定められることをふまえ、単位時間の見直し（例：45分を40分に）と、それに合わせた日課表や授業の進め方の工夫を、授業の質を下げないことを前提に検討します。 P37 P39

- [] 先行実施まで 調整授業時数制度を使う場合に求められる方向の、学校ウェブサイトでの公表、教育課程編成届への記載、学校運営協議会での承認（設置校）の準備を進めます。 P40

関連

総則 | 幼児教育 | 特別支援教育 | 定時制・通信制（高等学校） | 不登校児童生徒に係る特別の教育課程 | 特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る特別の教育課程

出典：中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」（2026年10月5日）。P○ は本体PDFのページ、資料P○ は資料編のページ（クリックで該当ページが開きます）。